

官 報

主要目次

省 令	○藥事法施行規則の一部改正	四〇五
本 部 令	○藥事法施行規則の一部改正	四〇五
告 示	○藥檢定手数料規則の一部改正	四〇五
	○無線局免許	四〇五
	○無線局承認	四〇六
	○三和相互第三回福和定期預金の細目等	四一〇
	○北海道立女子医学専門学校等廃止認可	四二二
	○昭和二十六年第二回歯科医師国家試験予備試験実地試験の日割、試験地等	四二二
	○第五回薬剤師国家試験学説試験を行う場所、日時及び受験願書の提出期間等	四二二
	○札幌郵政研修所内郵便局移転、改称	四二二
	○上植木簡易郵便局廃止	四二二
	○上田市計画用途地域追加	四二二
訓 令	○森林計画編成規程の一部改正	四二三
地方自治事項		
	○東京都収用委員会の審理又は調査のために出頭する者の費用弁償に関する條例	四二五

省 令

○厚生省令第三号  
藥事法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。  
昭和二十七年一月二十八日 厚生大臣 吉武 恵市  
別記第一号表劇薬中「注射用血清」の次に「注射用コリスチン製剤」を加える。  
附 則  
この省令は、公布の日から施行する。

本 部 令

○経済安定本部令第二号  
蚕糸業法施行令(昭和二十年勅令第七百二十二号)第三條第五項の規定に基づき、繭檢定手数料規則の一部を改正する本部令を次のように定める。  
昭和二十七年一月二十八日 経済安定本部総裁 吉田 茂  
繭檢定手数料規則の一部を改正する本部令  
令

繭檢定手数料規則(昭和二十三年総理庁令、農林省令第四号)の一部を次のように改正する。  
第一條第一項中「第八條」を「第十條」に、「第十三條」を「第十六條」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。  
三、繭檢定規則第二十三條の規定による荷口内容閲覧手数料  
第一区の荷口につき 二百円  
第二区の荷口につき 三百円  
第三区の荷口につき 四百円  
第一條第二項中「第九條第一項」を「第十二條第三項」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、第一項の次に次の一項を加える。  
乾繭檢定の場合において、繭檢定規則第八條の規定により檢定荷口に対し封印を施したときの檢定手数料は、前項の規定にかかわらず、各荷口につき、同項第一号の金額にそれぞれ左の金額を加算して徴収することができる。  
第一区の荷口につき 二百円  
第二区の荷口につき 三百円  
第三区の荷口につき 四百円  
附 則  
この本部令は、公布の日から施行する。

告 示

○電波監理委員会告示第二百六十一号  
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。  
昭和二十七年一月二十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次  
一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年四月二十四日 第七〇一一号  
二 免許人の名称 岩手県  
三 無線局の種類 実験局  
四 無線局の目的 延繩流失防止浮標發振器に関する実験を行う。  
五 通信の相手方 自局  
六 通信事項 標識符号(FA)の發射  
七 免許の有効期限 昭和二十七年四月二十三日  
八 設置場所 岩手県所有帆船岩手丸  
九 標識符号、電波の型式、周波數、發振方式及び空中線電力  
FAA-11000Kc 水晶制御發振 3W  
十 空中線の型式及び構成 垂直型  
十一 運用許容時間 常時  
○電波監理委員会告示第二百六十二号  
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。  
昭和二十七年一月二十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次  
一 免許の年月日及び番号 昭和二十七年一月九日 第一三二八号  
二 免許人の名称 株式会社ラジオ東京  
三 無線局の種類 放送中継局  
四 無線局の目的 放送事業に使用するため、放送中継業務を行う。  
五 通信の相手方 ラジオ東京の送信所  
六 通信事項 放送番組の中継  
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日  
八 設置場所 東京都千代田区有楽町一丁目一番地 東經一三九度四六分  
北緯三五度四〇分  
九 呼出符号、電波の型式、周波數、發振方式、變調方式及び空中線電力  
JKK-50 F三 一九三・五四Mc 水晶制御發振 特殊リアクタンス管變調 三〇W  
十 空中線の型式及び構成 入木、投射器一、反射器一、導波器一  
十一 運用許容時間 常時  
○電波監理委員会告示第二百六十三号  
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。  
昭和二十七年一月二十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次  
一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十月十一日 第五一七五号  
二 免許人の氏名 黒田誠一  
三 無線局の種類 船舶局  
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。  
五 通信の相手方 室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局  
六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信  
七 免許の有効期限 昭和三十一年九月三十日  
八 設置場所 第壹成福丸(主たる停泊港 室戸)  
九 呼出符号及び呼出名称 JGJZ くらだだいいちせいふくまる

毎日文庫

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成、逆L型

十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第百六十四号  
昭和二十七年一月二十八日  
電波監理委員会委員長 富安 謹次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年九月十二日 第一五五六号

二 承認を受けた者 海上保安庁

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 海上保安庁所屬海警局、同所屬船舶局

六 通信事項 海上保安庁法第二條第一項及び同第三十五條第一項に規定する事務に關する事項

七 承認の有効期限 昭和三十一年九月十一日

八 設置場所 所 あぶくま(主たる停泊港、東京)

九 呼出符号及び呼出名称 JPHK じゆんしせんあぶくま

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成 垂直ダブレット

十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第百六十五号  
昭和二十七年一月二十八日  
電波監理委員会委員長 富安 謹次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十月五日 第九〇三三三号

二 承認を受けた者 海上保安庁

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 三和漁業株式会社所屬第六、三和九及び第六進漁丸の各漁船の船舶局

六 通信事項 船舶の航行に關する事項、漁業通信

七 免許の有効期限 昭和三十一年十月二日

八 設置場所 所 第六、三和九(主たる停泊港、比井崎)

九 呼出符号 所 だいらくさんわまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成 垂直ダブレット

十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第百六十六号  
昭和二十七年一月二十八日  
電波監理委員会委員長 富安 謹次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十月三日 第三四四二二号

二 免許人の名称 三和漁業株式会社

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 三和漁業株式会社所屬第六、三和九及び第六進漁丸の各漁船の船舶局

六 通信事項 船舶の航行に關する事項、漁業通信

七 免許の有効期限 昭和三十一年十月二日

八 設置場所 所 第五、三和九(主たる停泊港、比井崎)

九 呼出符号 所 だいらくさんわまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成 垂直ダブレット

十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第百六十九号  
昭和二十七年一月二十八日  
電波監理委員会委員長 富安 謹次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十月三日 第三四四〇号

二 免許人の名称 三和漁業株式会社

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 三和漁業株式会社所屬第五、三和九及び第六、三和九の各漁船の船舶局

六 通信事項 船舶の航行に關する事項、漁業通信

七 免許の有効期限 昭和三十一年十月二日

八 設置場所 所 第六進漁丸(主たる停泊港、比井崎)

九 呼出符号 所 さんわだいらくしんりょうまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成 垂直ダブレット

十二 運用許容時間 常時

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 海上保安業務に使用するため、海上保安業務を行う。

五 通信の相手方 海上保安庁所屬海警局、同所屬船舶局

六 通信事項 海上保安庁法第二條第一項に規定する事務に關する事項

七 承認の有効期限 昭和三十一年十月四日

八 設置場所 所 はつざくら(主たる停泊港、新潟)

九 呼出符号及び呼出名称 JDAZ じゆんしせんはつざくら

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第百六十六号  
昭和二十七年一月二十八日  
電波監理委員会委員長 富安 謹次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年六月一日 第二一九二二号

二 免許人の氏名 竹中直次郎

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 千葉縣無線漁業同組合所屬海警局、漁船の船舶局

六 通信事項 船舶の航行に關する事項、漁業通信

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 所 第三竹二丸(主たる停泊港、波崎)

九 呼出符号及び呼出名称 JGVR さんこうたけにまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第百六十七号  
昭和二十七年一月二十八日  
電波監理委員会委員長 富安 謹次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十月三日 第三四四一四号

二 免許人の氏名 前田友義

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 室戸漁業用海警局、漁船の船舶局

六 通信事項 船舶の航行に關する事項、漁業通信、電報の送受に關する通信

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 所 第十一富佐丸(主たる停泊港、宮古)

九 呼出符号及び呼出名称 JKZV だいらくさいふさまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第百七十一号  
昭和二十七年一月二十八日  
電波監理委員会委員長 富安 謹次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第五〇一四号

二 免許人の氏名 榊富実

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 漁船の船舶局

六 通信事項 船舶の航行に關する事項、漁業通信、電報の送受に關する通信

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 所 第十八全勝丸(主たる停泊港、余岐)

九 呼出符号及び呼出名称 JGMH だいらくさいふせんしやうまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成 逆L型、T型

十二 運用許容時間 常時

第一装置

第一装置	終段抑制	A、A二、A三
第二装置	格子変調	但し、五七〇ke、一、五
第三装置	終段抑制	八〇ke、一、五
第四装置	格子変調	六二〇ke、一、五
第五装置	終段抑制	四〇W

第二装置

第一装置	終段抑制	A、A二、A三
第二装置	格子変調	但し、五七〇ke、一、五
第三装置	終段抑制	八〇ke、一、五
第四装置	格子変調	六二〇ke、一、五
第五装置	終段抑制	四〇W

第三装置

第一装置	終段抑制	A、A二、A三
第二装置	格子変調	但し、五七〇ke、一、五
第三装置	終段抑制	八〇ke、一、五
第四装置	格子変調	六二〇ke、一、五
第五装置	終段抑制	四〇W

第一装置

第一装置	終段抑制	A、A二、A三
第二装置	格子変調	但し、五七〇ke、一、五
第三装置	終段抑制	八〇ke、一、五
第四装置	格子変調	六二〇ke、一、五
第五装置	終段抑制	四〇W

第二装置

第一装置	終段抑制	A、A二、A三
第二装置	格子変調	但し、五七〇ke、一、五
第三装置	終段抑制	八〇ke、一、五
第四装置	格子変調	六二〇ke、一、五
第五装置	終段抑制	四〇W

第三装置

第一装置	終段抑制	A、A二、A三
第二装置	格子変調	但し、五七〇ke、一、五
第三装置	終段抑制	八〇ke、一、五
第四装置	格子変調	六二〇ke、一、五
第五装置	終段抑制	四〇W



411 昭和27年1月28日 月曜日 官 報

第7514号

<p>●大蔵省告示第百六十六号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第百四十三号)第三 條及び第五條の規定により、東武信用 金庫第二回平和定期預金の細目を次 のように定める。 昭和二十七年一月二十八日</p>		<p>●大蔵省告示第百六十八号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第百四十三号)第三 條及び第五條の規定により、三島信用 金庫第四回共同定期預金の細目 等を次のように定める。 昭和二十七年一月二十八日 大蔵大臣 池田 勇人</p>	
<p>一 名 称 大蔵大臣 池田 勇人 平和定期預金</p>	<p>二 條 件 (一)契約期間 六月 (二)預入金額 一口千円 (三)取扱の時期 昭和二十七年二月一 日から同年三月三十 日まで。</p>	<p>一 名 称 大蔵大臣 池田 勇人 東武信用金庫割増金 附第五回さかえ定期 預金</p>	<p>二 條 件 (一)契約期間 六月 (二)預入金額 一口千円 (三)取扱の時期 昭和二十七年二月一 日から同年三月二十 九日まで。</p>
<p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 與し、抽せん権四万 個をもつて一組と し、各組につき次の とおりとする。</p>	<p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇、〇〇〇円 一本 一等 一〇、〇〇〇円 一本 二等 一〇、〇〇〇円 一本 三等 一〇、〇〇〇円 一本 四等 一〇、〇〇〇円 一本 五等 一〇、〇〇〇円 一本 計 二〇、〇〇〇円 二〇</p>	<p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 與し、抽せん権四万 個をもつて一組と し、各組につき次の とおりとする。</p>	<p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇、〇〇〇円 一本 一等 一〇、〇〇〇円 一本 二等 一〇、〇〇〇円 一本 三等 一〇、〇〇〇円 一本 四等 一〇、〇〇〇円 一本 五等 一〇、〇〇〇円 一本 計 二〇、〇〇〇円 二〇</p>
<p>●大蔵省告示第百六十七号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第百四十三号)第三 條及び第五條の規定により、川崎信用 金庫第四回割増金附貯蓄の細目 等を次のように定める。 昭和二十七年一月二十八日 大蔵大臣 池田 勇人</p>		<p>●大蔵省告示第百六十九号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第百四十三号)第三 條及び第五條の規定により、石川県信 用組合第四回割増金附貯蓄の細目 等を次のように定める。 昭和二十七年一月二十八日 大蔵大臣 池田 勇人</p>	
<p>一 名 称 大蔵大臣 池田 勇人 川崎信用金庫第二 回割増金附貯蓄</p>	<p>二 條 件 (一)契約期間 一年 (二)預入金額 一口千円 (三)取扱の時期 昭和二十七年二月一 日から同年三月二十 日まで。</p>	<p>一 名 称 大蔵大臣 池田 勇人 石川県信用組合第四 回割増金附貯蓄</p>	<p>二 條 件 (一)契約期間 一年 (二)預入金額 一口千円 (三)取扱の時期 昭和二十七年二月一 日から同年三月二十 日まで。</p>
<p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 與し、抽せん権一万 個をもつて一組と し、各組につき次の とおりとする。</p>	<p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇、〇〇〇円 一本 一等 一〇、〇〇〇円 一本 二等 一〇、〇〇〇円 一本 三等 一〇、〇〇〇円 一本 四等 一〇、〇〇〇円 一本 五等 一〇、〇〇〇円 一本 計 二〇、〇〇〇円 二〇</p>	<p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 與し、抽せん権一万 個をもつて一組と し、各組につき次の とおりとする。</p>	<p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇、〇〇〇円 一本 一等 一〇、〇〇〇円 一本 二等 一〇、〇〇〇円 一本 三等 一〇、〇〇〇円 一本 四等 一〇、〇〇〇円 一本 五等 一〇、〇〇〇円 一本 計 二〇、〇〇〇円 二〇</p>

昭和27年1月28日 月曜日 官 報

第7514号 410

<p>●電波監理委員会告示第百二十八号 洞雲丸無線局の開波数及び空中線電力は、昭和二十六年四月十二日変更した。 変更後の現状は、次の通りである。 昭和二十七年一月二十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次</p>		<p>●大蔵省告示第百六十三号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第百四十三号)第三 條及び第五條の規定により、三和相互 第三回割増金附貯蓄の細目を次のよ うに定める。 昭和二十七年一月二十八日</p>	
<p>一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一五四一號</p>	<p>二 免許人の名称 日本郵船株式会社</p>	<p>一 名 称 大蔵大臣 池田 勇人 三和相互第三回割増 定期預金</p>	<p>二 條 件 (一)契約期間 六月 (二)預入金額 一口千円 (三)取扱の時期 昭和二十七年二月一 日から同年三月三十 日まで。</p>
<p>三 無線局の種別 船舶局</p>	<p>四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。</p>	<p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 與し、抽せん権一万 個をもつて一組と し、各組につき次の とおりとする。</p>	<p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇、〇〇〇円 一本 一等 一〇、〇〇〇円 一本 二等 一〇、〇〇〇円 一本 三等 一〇、〇〇〇円 一本 四等 一〇、〇〇〇円 一本 五等 一〇、〇〇〇円 一本 計 二〇、〇〇〇円 二〇</p>
<p>五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、日本郵船株式会社所属船舶局</p>	<p>六 通信の事項 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項</p>	<p>●大蔵省告示第百六十四号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第百四十三号)第三 條及び第五條の規定により、東武信用 金庫第二回平和定期預金の細目を次 のように定める。 昭和二十七年一月二十八日 大蔵大臣 池田 勇人</p>	
<p>七 免許の有効期限 無期限</p>	<p>八 設置場所 洞雲丸(主たる停泊港 東京)</p>	<p>一 名 称 大蔵大臣 池田 勇人 東武信用金庫割増金 附第四回共同定期預 金</p>	<p>二 條 件 (一)契約期間 一年 (二)預入金額 一口千円 (三)取扱の時期 昭和二十七年二月一 日から同年三月三十 日まで。</p>
<p>九 呼出符号 J R D E</p>	<p>十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力</p>	<p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 與し、抽せん権一万 個をもつて一組と し、各組につき次の とおりとする。</p>	<p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇、〇〇〇円 一本 一等 一〇、〇〇〇円 一本 二等 一〇、〇〇〇円 一本 三等 一〇、〇〇〇円 一本 四等 一〇、〇〇〇円 一本 五等 一〇、〇〇〇円 一本 計 二〇、〇〇〇円 二〇</p>
<p>十一 空中線の型式及び構成 逆L型、傾斜型</p>		<p>●大蔵省告示第百六十五号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第百四十三号)第三 條及び第五條の規定により、千葉興信 用金庫連合第四回平和定期預金の細目 等を次のように定める。 昭和二十七年一月二十八日 大蔵大臣 池田 勇人</p>	
<p>十二 運用許容時間 常時</p>	<p>十三 運用義務時間 十六時間</p>	<p>一 名 称 大蔵大臣 池田 勇人 千葉興信用金庫連合 第四回平和定期預金</p>	<p>二 條 件 (一)契約期間 六月 (二)預入金額 一口千円 (三)取扱の時期 昭和二十七年二月一 日から同年三月三十 日まで。</p>
<p>補助装置 A一、A二</p>		<p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 與し、抽せん権一万 個をもつて一組と し、各組につき次の とおりとする。</p>	
<p>水島発振 A二 二五〇W</p>		<p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇、〇〇〇円 一本 一等 一〇、〇〇〇円 一本 二等 一〇、〇〇〇円 一本 三等 一〇、〇〇〇円 一本 四等 一〇、〇〇〇円 一本 五等 一〇、〇〇〇円 一本 計 二〇、〇〇〇円 二〇</p>	



国会事項

○衆議院
●要求書受領 一月二十五日、内閣総理大臣から、人事官に入江誠一郎を任命した...

叙任及び辞令

○内閣
内閣総理大臣 齋藤 常勝
特別調査官 大石 章章
官房会計課長 天野 武一

○宮内庁

東宮侍從清水 二郎
東宮侍從待從 戸田 康英
東宮侍從待從 尾崎 実

○法務府

●昭和三十七年一月十六日
鈴木光三郎
検察事務官に任命する

○文部省

●昭和二十六年十一月二十一日
文部教育に任命する
●昭和二十六年十二月十六日
文部教育に任命する

官庁事項

●郵便
郵便振替貯金加入者除名
●最高裁判所
刑事補償決定要旨

地方自治事項

●東京
●昭和三十七年一月二十二日
高松高等裁判所第三部

法務府公告

○工場財団
小樽市奥沢町五丁目八十四番地の四丁目八十四番地所在の北海製紙株式

Table with 4 columns: 鐵道貨, 船貨, 車貨, 貨. Rows include 上級運賃, 上級運賃, 一軒につき, 一夜につき.







から二箇月以内に申出がないと清算から除外致します。  
昭和三十七年一月二十五日  
東京都中央区築地五丁目一番地  
東京中央卸売市場内  
財団法人東京卸売市場協会  
清算人 山本 宗平  
飯塚 兼吉  
伊藤 美  
二村 末雄  
金子 田治  
田越 柳助

資本減少公告  
当会社は昭和二十六年十二月二十五日の株主総会で、当社資本金八十万円を五十万円に減少し三十万円を引当金に充てる決議を致しました。此の決議は、昭和三十七年一月二十二日に御申出下さい。昭和二十七年一月二十二日 神戸市兵庫区中之島築地町三十九 株式会社出口 秋秀 代表取締役

株式会社提供公告  
昭和二十六年十二月二十五日開催の当会社株主総会に於ける資本減少の決議にもとづき資本金八十万円を五十万円に減少し三十万円を引当金に充てる事となつたので、当会社株式御所有の方は、昭和二十七年一月二十日迄に当会社に御提出下さい。昭和二十七年一月二十二日 神戸市兵庫区中之島築地町三十九 株式会社出口 秋秀 代表取締役

株式会社義書換停止公告  
昭和二十七年三月十一日より三月二十日まで株主権確定の為株式の名義書換、質権設定の登録及信託財産の表示又は其の抹消を停止致します。昭和二十七年一月二十八日 岡山県後月郡井原町井原六六一番の一地 株式会社井原織物所 第百八期決算報告 (昭和二十六年十二月三十一日現在)

貸借対照表 (貸方(負債))  
資本 五七五〇,〇〇〇.〇〇  
諸積立金 一七五八,〇〇〇.〇〇  
再評価積立金 二五三八,〇〇〇.〇〇  
税金引当金 三五三,五七三.〇〇  
未拂及借入金 四四〇,三二一.六八五〇.〇〇

貸借対照表 (借方(負債))  
未納保証金 二〇,〇〇〇,〇〇〇.〇〇  
前納保証金 六〇,三七五,五四四.〇〇  
当期利益金 一五,二五六,〇九六.〇〇  
合 計 一八八,七七七,四八二.〇〇  
借方(資産)  
土 地 三,六四二,七〇二.〇〇  
機械什器 一七,〇〇六,一四〇.〇〇  
建物 八,九八〇,〇〇〇.〇〇  
有価証券 二〇,〇〇〇,〇〇〇.〇〇  
債権 四,五四八,三六六.〇〇  
現金及預金 四〇,六九四,九四六.〇〇

借入金 六七〇,九七三,五二四.二〇  
未納保証金 三,三七七,一三〇.〇〇  
前納保証金 五,九五五,四四四.〇〇  
当期利益金 一八,七五五,二二八.四〇  
合 計 二,九〇五,八四四.〇〇  
借方(資産)  
土 地 三,八〇,八七九,九四〇.八〇  
機械什器 三〇三,四六二,六六七.五〇  
建物 三,七四八,八八五.〇〇  
有価証券 七,七六三,三三〇.〇〇  
債権 二,五九一,六三三.〇〇  
現金及預金 八二四,八七七.〇〇

**新発売 コピラ複写器**

特許庁御採用 法務庁御認可 戸籍謄本抄本複写

丸星機化工業株式会社



本社 東京都港区芝浦三ノ二 電話三田(45)226 5616 3645~6  
支社 大阪府西成区天下茶屋町二ノ五〇 電話天下茶屋(66)4185 4775  
名古屋市中区南大津通り三ノ一二 電話中(24)1625 3920

第二十六期決算公告 (昭和二十六年十一月三十日現在)  
貸借対照表 (借方(負債))  
現金及預金 八四七,三六二,一〇四.四八  
受取手形 二二,五六四,一七〇.六四

第二十五期貸借対照表 (昭和二十六年十一月三十日現在)  
借方(資産)  
現金及預金 六八,一六九,六二九.八  
受取手形 三三,二七一,六九一.〇〇  
債権 一〇,二五三,二七五.七〇  
有価証券 四九,一五二,四四八.八  
土 地 四九,九六四,七〇五.九三  
建物 一,四四八,六八七.五  
機械什器 一,四〇〇,三二二.〇〇  
現金及預金 二〇,五四四,七六一.一  
受取手形 二,三四五,七七一.〇  
債権 二,九一三,〇二五

第二十五期貸借対照表 (昭和二十六年十一月三十日現在)  
貸方(負債)  
未納保証金 二七,一三三,三三三.四七  
前納保証金 一,三三三,〇二五

第二十六期決算公告 (昭和二十六年十一月三十日現在)  
貸借対照表 (貸方(負債))  
現金及預金 八四七,三六二,一〇四.四八  
受取手形 二二,五六四,一七〇.六四

第十三期決算公告 (昭和二十六年十一月三十日現在)  
貸借対照表 (借方(負債))  
現金及預金 一三九,九八八.八三  
受取手形 一三三,七六〇.〇〇  
債権 一,三三三,二六六.〇〇  
有価証券 九,九七三,八三一.二一

第31期決算公告  
貸借対照表 (1951年10月31日)  
現金 4,000,000.00  
債権 2,100,000.00  
有価証券 23,516,652.64  
土 地 857,006.00  
建物 5,654,279.99  
機械什器 2,674,102.94  
現金及預金 34,533.47  
有価証券 145,277,655.90  
債権 336,082,056.99  
土 地 122,310,353.56  
建物 6,279,315.81  
機械什器 649,315,188.44

日本化学薬劑株式会社  
当期純利益金 九一〇,五三四,五六四.二〇  
大阪府西成区新町北通一丁目一番地 丸星機化工業株式会社  
昭和二十六年十一月三十日現在

第二十期決算公告 (昭和二十六年十一月三十日現在)  
貸借対照表 (借方(負債))  
現金及預金 七,二六四,二八〇.〇〇  
受取手形 七,二六四,二八〇.〇〇  
債権 二,九六八,九四五.〇〇  
有価証券 一,四二四,〇〇〇.〇〇  
土 地 三,五一一,〇七四.〇〇  
建物 二,七五七,六五九.九四  
機械什器 一,七〇一,三六一.七〇  
現金及預金 二,八四二,六八九.一九  
受取手形 三,五六八,〇一五.四〇  
債権 一,四二二,九三二.七

株式会社金額変更ニツキ株券提供公告  
1951年12月8日臨時株主総会ニテ 1株ノ金額 100円ノ額面株式ヲ 10株ニ増額スルコト及ビ 1951年12月8日取締役會ニテ 現 10株未滿ノ額面株式ハ 100円ニテ買収シタリキカラ 株主ニテ 双方ヲアツセンシ 10株ニ滿タシメテ 1株ノ額面株式ヲ 10株ニ増額スルコトノ決議ヲ行フ事ナリ  
1951年12月22日臨時株主総会ニテ 有價新株10萬株發行承認可決  
1951年12月28日 株券及ビ希望ヲ提出クダサイ  
1951年12月28日 大阪府東區北久寶寺町1丁目42番地 大阪合同株式會社 取締役社長 井村健次郎

貸借対照表 (借方(負債))  
現金及預金 六,〇〇〇,〇〇〇.〇〇  
受取手形 一〇,一一一,五三三.七三  
債権 一七,九八〇,六〇九.四七  
有価証券 七,〇〇六,四八一.〇〇  
土 地 四〇,〇五五,八二二.〇〇  
建物 二,八三三,七三三.一五  
機械什器 一〇,三七五,二八四.九二  
合 計 一三,一四三,九三七.二七

発行所 東京都新宿区市谷本町一五  
電話九段(33)三三二一 東京官報課  
電話東京一九〇〇〇 官報課